

学校感染症による出席停止について

幼児・児童・生徒が学校保健安全法に規定されている感染症にかかった場合、医師の診断のもとに当該幼児・児童・生徒に対して一定の期間、出席を停止させることになっており、出席停止の期間については、欠席の扱いになりません。規定されている感染症は以下のとおりです。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1であるものに限る）
第二種	インフルエンザ（A型・B型）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

学校感染症にかかった疑いがある場合には、必ず医師の診察を受け、登校してもよいという許可が出てから登校するようにしてください。その際、出席停止報告書のご提出をよろしくお願いいたします。報告書の記入にあたっては、保護者（理療系学科は生徒本人）でも可としています。ただし、理療系学科の場合は、医療機関からの「薬剤情報提供書」または「領収証」のコピーを添付してください。